

○火災が発生した場合における人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる地域として指定

(昭和 47 年 9 月 1 日神戸市告示第 56 号)

改正経過 昭和 53 年 10 月 神戸市告示第 105 号
平成 4 年 12 月 神戸市告示第 265 号
平成 10 年 4 月 神戸市告示第 26 号
平成 14 年 7 月 神戸市告示第 230 号

神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）の規定に基づき，市長が指定する火災が発生した場合における人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる地域を次のとおり指定する。

所在地及び名称	区 域	細部記載図面番号
神戸市兵庫区遠矢浜町 遠矢浜町南西端付近	株式会社築港和田岬営業所の北東端から伊丹産業株式会社神戸工場の南東端の防波海岸へ通ずる道路及び伊丹産業株式会社神戸工場の南側道路の東端から神戸灯台の南西角を経て、株式会社築港和田岬営業所の北西端に至る防波海岸	< 1 >
神戸市長田区南駒栄町 西側防潮堤付近	日本ヴォパック株式会社神戸事業所の西側にあたる防潮堤の海岸部分	< 2 >
神戸市長田区駒ヶ林南町 及び須磨区外浜町 1 丁目 西部第 1 工区南側護岸 壁付近	昭和シェル石油株式会社神戸事業所東側の境界から新日本石油株式会社神戸油槽所の西側の境界に至る防波護岸	< 3 >